

問番号	問内容
<b>仕事ができなくなった日</b>	
Q08-01	<p>子どもの世話をを行うために、仕事ができなくなった日は、どこまで具体的に予定されている必要がありますか。</p>
<p>あらかじめ業務委託契約等で具体的に特定の日が明らかとなっていない場合でも、契約書等の内容から業務を行う日や日数が一定の期間内において判別できる場合も対象となります。                      例えば、作業の期間や納期などが指定されており、業務の処理方法、業務量、業務の具体的な内容などが業務委託契約等において指定されている場合において、作業期間内に業務を行う必要な日数が判別されるような場合も含まれます。</p>	
Q08-02	<p>仕事が予定されていた日について、仕事を行う時間は指定されていなくてもよいでしょうか。</p>
<p>1日の作業を行う時間が直接指定されていない場合であっても、業務量や業務の具体的な内容などから、1日において一定の時間数の作業を行うことが判別されるような場合は、業務を行う日時が予定されていたものに該当します。</p>	
Q08-03	<p>小学校等の子どもの世話をするため以外の理由で、仕事ができなくなった場合は、対象になるのでしょうか。</p>
<p>対象になりません。</p>	
Q08-04	<p>適用期間中に仕事ができなくなった日のすべてが支援の対象になるのですか。土曜日・日曜日・祝日や夏休み・冬休み期間でもよいのですか。</p>

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うための支援であることから、土曜日・日曜日・祝日や夏休み・冬休み期間など元々小学校等の開校する予定のなかった日等については、対象になりません。

(土曜日・日曜日・祝日や小学校の夏休み・冬休み期間中も受け入れている保育所や放課後児童クラブ等に子どもを預ける予定だったのに当該施設等が休業したことにより保護者が仕事を取りやめて子どもの世話をした場合には、Q3-6にあるとおり、当該施設等が本来利用可能であった日は、土曜日・日曜日・祝日や小学校の夏休み・冬休み期間中であっても、対象になります。)

新型コロナウイルス感染症に感染した子どもや、感染したおそれがあると思われる発熱などの風邪症状がみられる子ども等の世話をを行うために、仕事を行うことができなかった場合は、そもそも休校が予定されていた土曜日・日曜日・祝日や夏休み・冬休み期間などであっても、支援の対象になります。

## 小学校休業等対応支援金 Q & A

★は新しく追加・修正した箇所

(令和3年12月22日)

問番号	問内容
Q08-05	小学校等の臨時休業等が始まった後に新たな業務委託契約等を締結し、その就業予定日の仕事をキャンセルする場合も対象になるのでしょうか。

小学校等の臨時休業等の開始日より前に、既に業務委託契約等が締結され、この契約に基づき就業する予定であった仕事ができなくなった場合に対象となります。

一方、臨時休業期間中に新たな業務に従事する契約を締結し、その契約に基づく仕事ができなかった場合は、「臨時休業等の開始日より前」に契約が成立していないため、対象になりません。